



これから
始める！

薬用作物の 栽培ガイド



-
- GUIDE 1** なぜ薬用作物に取り組むといいのか？
-
- GUIDE 2** 薬用作物を栽培する注意点と対応策
-
- GUIDE 3** 新規で薬用作物を始める5STEP
-
- GUIDE 4** 薬用作物のあるあるQ&A
-

なぜ薬用作物に 取り組むといいのか？

薬用作物の栽培を始めるメリットをお伝えします。

「漢方薬」の原料となる「生薬」のうち、**田畑などで栽培されるものを「薬用作物」と呼びます。**これらを原料とする漢方・生薬製剤（生薬を含む）の生産金額は、医薬品市場全体の約2.8%ですが、過去5年間で見ると21.9%増加しており、需要増がうかがえます（※1）。



また、医薬品原料として使用される生薬の割合は、中国産が全体の約77%、国産は約11%です（※2）。中国産生薬の価格が上昇傾向にあることから、国内での薬用作物生産の需要が高まっています。

安定した収入源になるほか、地域活性化などの効果も

生薬は市場が存在しないため、生産物については、医薬品メーカー（実需者）に全て買い上げてもらう契約を結ぶことが一般的です。品質や安全性、数量などの面で一定の基準を満たす必要がありますが、**複数年の契約を結べば、安定した収入を得ることができる**のは、生産者にとって大きなメリットといえるでしょう。



また、近隣の生産者が互いに協力して薬用作物を栽培することで、農業振興や地域活性化といった効果が得られた事例も少なくありません。このほか、耕作放棄地の解消やソーラーパネル下の活用などの目的で薬用作物の栽培を始めるケースもあり、**取り組み方次第で多様なメリットがあります。**

※1 出典：厚生労働省「薬事工業生産動態統計（2018）」 ※2 出典：日本漢方生薬製剤協会「原料生薬使用量等調査報告（5）（2019）」

2 薬用作物を栽培する 注意点と対応策

はじめる前に理解しておくことで、リスクは軽減できるもの。対応策も併せて説明します。

注意点 1

栽培技術が 確立されていない

薬用作物は国内での栽培実績があるものが少なく、適地適作の研究も始まったばかり。気候風土が栽培に適しているか、**試作を行わないとわからない。**

注意点 2

登録農薬・ 機械が少ない

作物の種類が多岐に亘ること、市場規模が比較的小さいため、**登録されている農薬数や専用の機械が少ない。**その結果、手作業に頼るところが多い。

注意点 3

すぐに 結果が出ない

収穫までに複数年を要する薬用作物も少なくない。試作段階で解決が困難な課題が判明することもある。**数年間は利益が出ない**と考えたほうが無難だ。



対応策 1

仲間を集める

複数の生産者で協力体制を構築すると、生産意欲や技術の向上にもつながりやすい。**また、リスクの軽減が期待できる。**

対応策 2

輪作体系の 一環とする

「本業」ではなく、補助的な「副業」として取り組むと、閑散期の有効活用など、むしろ**農業経営安定化の材料になる。**

対応策 3

行政・研究機関と 連携する

栽培技術や農薬の**情報収集、機械導入などの支援対策に役立つ。**実需者との意見交換などにつながる場合も。

3 新規で薬用作物を始

新規で薬用作物の栽培に取り組む場合、次のような流れになります。

STEP 1

生産者同士で組織化する

収益までに時間を要し、使える農薬や機械も少ない薬用作物の栽培。地域で仲間を集め、組織化を図ると、情報収集や労力の分散などに役立つ。定期的な情報交換会、技術習得の研修会なども、人数が多いほうが開きやすい。



STEP 2

地方行政機関に相談

地域の活性化や農村の振興といった効果につなげるためには、市町村の農林振興課などとコンタクトを。助成金や補助金を扱う都道府県や地方農政局への紹介など、経済的な支援につながる可能性もあり得る。



STEP 3

品目・圃場を選定する

栽培できる品目は気候や土壌の特性に大きく影響を受ける。都道府県の行政・研究機関などに問い合わせ、近隣地域の成功事例を調べるのが効率的だ。また、実需者である医薬品メーカーの需要も踏まえておきたい。



める 5 STEP



STEP 4

試験栽培に取り組む

種苗は薬用植物資源研究センターなどから入手できる。薬用作物は「日本薬局方」の品質規格をクリアする必要があり、使用できる農薬も限られる。当協議会の技術アドバイザーなどを利用して、栽培方法の指導を受けよう。



STEP 5

販売先を探し、契約を結ぶ

収穫物が得られたら、民間の分析機関などに依頼して、品質の分析を。メーカーとの契約につなげるには、当協議会の「売ります情報」への登録がオススメ。品質や生産量などの条件が合致すると、契約締結・本生産がスタート。



知っておくと便利な連絡先

■薬用作物に関連する補助事業について知りたい

農林水産省 生産局地域対策官 TEL:03-3502-8111(内線4845)

■医薬品に関する情報を得たい

厚生労働省 医政局経済課 TEL:03-5253-1111(内線2531)

■漢方製剤、生薬製剤に関する情報を得たい

日本漢方生薬製剤協会 TEL:03-6264-8087

4 薬用作物のあるある

説明会などでよく聞かれる質問と情報の参照元をまとめました。

Q1 一般作物と薬用作物の違いは？

A 医薬品の原料となる生薬（薬用作物）は、「日本薬局方」や「日本薬局方外生薬規格」の品質規格をクリアする必要があります。これらは、厚生労働省や国立医薬品食品衛生研究所のHPに掲載されています。さらに、医薬品メーカーによっては独自の基準を設けている場合もあります。

厚生労働省
「日本薬局方」へ



Q2 生産する品目の選び方は？

A 日本特産農産物協会の統計資料や、都道府県の行政・研究機関に問い合わせ、近隣で栽培をしている薬用作物を調べるのが合理的です。例えば、これらの品目の中から、すでに栽培している農作物と農作業の時期がかぶらないものを選ぶと、負担が少なく始められます。

日本特産農産物協会
「薬用作物に関する資料」へ



Q3 耕作放棄地で栽培できる？

A もっとも問題になるのは、雑草です。薬用作物に使用できる除草剤は少なく、除草剤が使えない作物もあります。特に中山間地での栽培を考えている場合は、中・大型機械を使用することができないので、栽培が困難になってしまうことに留意してください。



Q & A



Q4 栽培の悩みはどこに相談すればいい?

A 当協議会では、常設の窓口を開設しているほか、技術アドバイザーを派遣しているので、気軽にお問い合わせください。あるいは、各地域や大学の薬用植物園、薬用植物資源研究センター、内閣府の地域活性化伝道師などに栽培指導を受けることが考えられます。

薬用作物産地支援協議会
「技術アドバイザー」へ



Q5 実需者はどう見つければいい?

A 当協議会のHPで、日本漢方生薬製剤協会の会員会社と生産団体の売買支援を行っています。HP掲載の「売ります情報登録申込フォーム」に記入の上、FAX (03-6284-2534)、またはeメール(soudan@yakusankyo-n.org)で送付してください。

薬用作物産地支援協議会
「売買支援」へ



Q6 種苗の入手方法は?

A 独自に試作栽培を実施する場合、当協議会を通じて、薬用植物資源研究センターから入手が可能です。ただし、「個人」ではなく、JAや農業生産法人といった「団体」としての申請であることが条件になります。また、所定の「薬用植物分譲依頼書・同意書」の提出も必要です。

薬用作物産地支援協議会
「よくあるご質問／種子・種苗」へ



Q7 どんな農薬を使うことができる?

A 使用できる農薬については、「農林水産消費安全技術センター(FAMIC)」のHPで確認することができます。また、作物によっては、「野菜類」に登録されている農薬が使用可能である場合があります。これらについては、各都道府県の担当部署に相談してください。

農林水産消費安全技術センター
「農薬登録情報」へ



薬用作物の栽培に関するご相談は、 薬用作物産地支援協議会へ



当協議会では、栽培技術に関する情報提供や指導、売買の仲介など、
これから薬用作物の栽培に取り組もうという生産者への支援を行っています。
まずは当協議会HPにアクセスしてください。

<http://www.yakusankyo-n.org/index.htm>



〒113-0034 東京都文京区湯島3-7-7 オーシャンズファイブ4階
TEL:03-6264-8087 FAX:03-6284-2534